

2014年度 関西学院大学 公的研究費不正防止計画

項目	不正を発生させる要因(本学において不十分な事項)	改善点
1. 機関内の責任体系の明確化		
公的研究費の運営・管理に関わる責任者の役割、責任の所在・範囲と権限の明確化	責任者の役割、責任の所在・範囲が明確でない。	現行の「公的研究費取扱規程」第3条(責任体系)、第4条(最高管理責任者)、第5条(統括管理責任者)、第6条(部局管理責任者)を新たに制定する「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第2章(学内の責任体系)の第3条(責任体系)、第4条(最高管理責任者の責任と権限)、第5条(統括管理責任者の責任と権限)、第6条(コンプライアンス推進責任者の責任と権限)として組み込み、学内外に周知する。(2015年4月)
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	公的研究費の事務処理手続きに関するルールを運営・管理に関わる全ての構成員に周知する仕組みが構築できていない。	研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等を体系化し、機構HPにアップロードする。(2014年9月)
関係者の意識向上	体系立てた「コンプライアンス教育」を実施していない。	新たに制定する「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の第3条、第6条及び第7条にコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を規定し、統括管理責任者の指示の下、部局内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理する役割を明記する。(2015年4月) 体系立てた「コンプライアンス教育」の実施(2015年4月)に向けて、教材や取組方法を検討する。(2015年3月)
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正に係る情報が、窓口担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制が構築されていない。	不正にかかわる情報が迅速に最高管理責任者である学長に伝わるよう、研究倫理委員会規程等関係規程を改正する。(2015年4月)
	調査に関する規程において、不正に係る調査の体制・手続等が明確に規定されていない。	調査委員の半数以上を外有有識者で構成すること、配分機関への報告(告発を受けたことについては30日以内、最終報告については210日以内に報告)、その他調査委員会による調査方法等、調査の実施に関する詳細を「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」を制定すること等を倫理委員会規程及び倫理委員会規程における調査委員会に関する内規に明文化する。(2015年4月)
	懲戒規程において、研究活動における不正行為が処分の対象として明示されていない。また、処分に関して学外への公表が規定されていない。	懲戒規程第2条(懲戒事由)第8号を「研究活動上の不正行為を行った場合」に変更する。同規程第10条(懲戒処分の告示)第2項の「懲戒処分については、学内に公表する場合がある」を「懲戒処分については、学内外に公表する場合がある。」に変更する。(2015年4月)
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
不正防止計画の実施	最高管理責任者が率先して不正防止計画を実施することを機関内外に表明されていない。	学部長会、大学評議会に学長が不正防止計画を報告する。機構HPに不正防止計画をアップロードする。(2014年9月)
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
発注について	①Web発注システムの充実が図られていない。	①Web発注システムにおける取扱品目の拡大を検討する。(2015年4月)
	②業者から誓約書が提出されていない。	②科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(上位10社)を抽出して、誓約書の提出を依頼する。(2015年3月)
	③研究者発注に伴う権限と責任を研究者本人に理解させていない。	③研究者発注に伴う研究者の権限と責任につき、マニュアル等に記載し、研究者の理解を促す。(2015年4月)
検収について	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収を実施していない。	データベース・プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収を実施する(対象外としているものを対象に加える)。(2015年4月)
非常勤雇用者の雇用管理	非常勤雇用者の雇用管理が研究者任せになっている。	労働条件確認書を研究者・従事者の2者確認から事務局を加えた3者確認に変更し全員から做する。(2015年4月)
換金性の高い物品の管理	5万円未満のPCなど、換金性の高い物品の管理を行っていない。	PCについては金額に関わらずWeb資産もしくは台帳にて管理するシステムを検討する。(2015年4月)
5. 情報発信・共有化の推進		
不正への取組みに関する機関の方針等の外部公表	不正への取組みに関する本学の方針等の外部公表が不十分である。	不正への取組みに関する機関方針、責任体系、不正防止計画、ルール(研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等)を機構HPにアップロードする。(2014年9月)
6. モニタリングの在り方		
リスクアプローチ監査の実施	リスクアプローチ監査が実施されていない。	内部監査室においてリスクアプローチ監査につき検討し2015年度から実施する。(2015年4月)